**審査基準書**

資料２

**１　選定の流れ**

令和７年４月１日開所座間市新設認可保育所の整備・運営法人の選定については、庁内関係者で構成する座間市新設保育所等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、「資格審査」、「基本的条件の適合審査」、「提案内容の審査」の３項目について審査する。

資格審査は、書類審査とし、応募者が募集要項「２応募の条件⑴応募資格」に示す条件を満たしているか否かを確認する。満たしていない要件がある場合は、失格とする。

基本的条件の適合審査は、書類審査とし、応募者が募集要項「２応募の条件⑵整備条件」に示す条件を満たしているか否かを確認する。満たしていない要件がある場合は、失格とする。

事業計画書の提案内容の審査は、プレゼンテーション、ヒアリング審査とし、座間市新設認可保育所の整備・運営法人募集に対する提出書類の記載内容に基づき、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、審査基準書の「２提案内容の採点要領」の評価項目に基づき、評価する。

審査の結果、最優秀提案を選定するが、市又は委員会は、必要に応じて附帯条件を付すことができる。

委員会における選定結果を踏まえ、市は、優先交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議の上、保育所設置に向けた協議をする。審査の結果は、文書で全応募者に通知するとともに、速やかに市ホームページ等で公表する。

応募条件

整備条件

提案内容の審査

最優秀及び

優秀提案の選定

優先交渉権者の決定

失格

失格

満たしていない要件がある

満たしていない要件がある

全ての要件を満たしている

全ての要件を満たしている

認可へ向けた協議開始

詳細仕様の調整・反映

**２　提案内容の採点要領**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 評価項目 | 視点 | 配点 |
| １ | 待機児童の解消（５０点） | 定員の設定により特に待機児童の多い１、２歳児を受け入れる事業計画となっているか | ５０点 |
| ２ | 配慮が必要な児童に対する受入れ（３０点） | 医療的ケア児等の配慮が必要な児童を受け入れる計画となっているか | ３０点 |
| ３ | その他評価できるもの（２０点） | 事業計画書に記載している中で、評価できるものがあるか | ２０点 |
| 合計 | １００点 |

**３　問合せ先**

座間市こども未来部保育・幼稚園課施設整備係

〒252-8566　神奈川県座間市緑ケ丘一丁目1番１号　座間市役所２Ｆ

電　話　０４６－２５９－９０６５（直通）

ＦＡＸ　０４６－２５５－５０８０

Ｅmail　hoiku@city.zama.kanagawa.jp

ホームページ　<http://www.city.zama.kanagawa.jp>